



福岡医発第2341号(地)  
平成24年 1月 6日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 松田 峻一 良  
(公印省略)

電子レセプト請求における各点数の算定日の記録について

平成22年度改定の際に日本医師会より発出されております「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について(平成22年4月6日付け福岡医発第34号(地))において、電子レセプト請求を行っている保険医療機関は、平成24年4月診療分から請求する各点数の算定日を記録して請求するものとされております。

今般、算定日の記録にあたっては、診療行為レコード、歯科診療行為レコード、医薬品レコード及び特定器材レコードに算定日ごとの回数を記録することとなる旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 各点数の算定日とは、診療報酬点数表において、「算定する。」とされている日をいい、各点数の注加算等の加算点数、薬剤料及び特定保険医療材料についても、もれなく算定日情報を記録することとなります。
- 2) 具体的な記録方法等につきましては、別添「電子レセプト請求における算定日の記載について」をご参照ください。

---

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎  
会長 蒲池 壽

平成 23 年 12 月 28 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



### 電子レセプト請求における各点数の算定日の記録について

平成 22 年度改定の際に発出されております「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」において、電子レセプト請求を行っている保険医療機関は、平成 24 年 4 月診療分から請求する各点数の算定日を記録して請求するものとされております。

今般、算定日の記録にあたっては、診療行為レコード、歯科診療行為レコード、医薬品レコード及び特定器材レコードに算定日ごとの回数を記録することとなります。

各点数の算定日とは、診療報酬点数表において、「算定する。」とされている日をいい、各点数の注加算等の加算点数、薬剤料及び特定保険医療材料についても、もれなく算定日情報を記録することとなります。

なお、具体的な記録方法等につきましては、別添資料をご参照ください。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

#### 〈添付資料〉

電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付等の請求を行う保険医療機関に係る各点数の算定日の記録について

(平 23. 12. 22 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

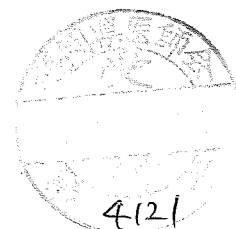
#### (参考)

- ・「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号)等関係部分の抜粋
- ・電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

(平 22. 4. 27 保発 0427 第 1 号 厚生労働省保険局長)

- ・電子レセプト請求における算定日の記載について

(平 23. 11. 11 中医協総会資料)



事 務 連 絡  
平成 23 年 12 月 22 日

|                                                                                                       |   |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----|
| 地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課<br>都道府県民生主管部（局）<br>国民健康保険主管課（部）<br>都道府県後期高齢者医療主管部（局）<br>後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課（ 部 ） | } | 御 中 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----|

厚生労働省保険局医療課

電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養  
の給付等の請求を行う保険医療機関に係る各点数の算定日の記録について

「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」（平成 22 年 3 月 26 日保医発 0326 第 3 号）において、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている保険医療機関は、平成 24 年 4 月診療分から請求する各点数の算定日を記録して請求するものとされています。

算定日の記録については、下記のとおりといたしますので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知をはかるようよろしくお願いします。

## 記

1. 算定日については、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」（平成 22 年 4 月 27 日保発 0427 第 1 号）の別添 1－1、1－2 及び 1－3 に基づき、診療行為レコード、歯科診療行為レコード、医薬品レコード及び特定器材レコードに算定日ごとの回数（以下「算定日情報」という。）を記録すること。

2. 各点数の算定日とは、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）（以下「算定告示等」という。）において、「算定する。」とされている日であること。
3. 算定告示等に規定する通則若しくは各点数の注加算等の加算点数、薬剤料及び特定保険医療材料についても、もれなく算定日情報を記録すること。
4. 算定日情報については、算定日ごとに回数を記録するため、まとめて入力を行っている保険医療機関においては、入力日が算定日とならないように特に留意すること。

(参考)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)

別紙1

#### 診療報酬請求書等の記載要領

### II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

#### 第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2)

##### 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

###### (38) その他

ナ 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付等の請求を行う保険医療機関については、請求する各点数の算定日を記録して請求するものとする。

ただし、平成24年3月診療分までの間は、その記録を省略するものとし、本通知の各規定により「摘要」欄に算定日を記載することとされている点数については、各規定に従い、「摘要」欄に算定日を記載すること。

### III 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

#### 第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第3)

##### 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

###### (34) その他

テ 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付等の請求を行う保険医療機関については、請求する各点数の算定日を記録して請求するものとする。

ただし、平成24年3月診療分までの間は、その記録を省略するものとし、本通知の各規定により「摘要」欄に算定日を記載することとされている点数については、各規定に従い、「摘要」欄に算定日を記載すること。

「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」

(平成18年3月30日保医発第0330007号)

別紙

#### 診療報酬請求書等の記載要領

### II 診療報酬明細書(様式第10)の記載要領

#### 2 明細書の記載要領に関する事項

##### (12) 「出来高部分」欄について

- ③ 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付等の請求を行う保険医療機関については、請求する各点数の算定日を記録して請求するものとする。ただし、平成24年3月診療分までの間は、その記録を省略するものとし、①の規定により「出来高」欄に算定日を記載することとされている点数については、①の規定に従い、「出来高」欄に算定日を記載すること。

(参 考)

保 発 0 4 2 7 第 1 号  
平成 2 2 年 4 月 2 7 日

都 道 府 県 知 事  
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和 51 年厚生省令第 36 号) 第 1 条第 1 項及び附則第 4 条第 1 項の表の一の項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格を別紙のとおり定めたので通知する。

なお、これに伴い、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」(平成 21 年 7 月 30 日付け保発 0730 第 8 号)は廃止する。

「別紙」

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格

〔平成22年4月27日〕  
〔厚生労働大臣〕

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条第1項及び附則第4条第1項の表の一の項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格を定め、平成22年5月1日より適用する。

- （別添1－1）オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（医科用）
- （別添1－2）オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）  
（別添様式）コーディングデータに係る記録条件仕様
- （別添1－3）オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）
- （別添1－4）オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（調剤用）
- （別添2－1）オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（医科用）
- （別添2－2）オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（DPC用）
- （別添2－3）オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（歯科用）
- （別添2－4）オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（調剤用）
- （別添 3 ）オンライン又は光ディスク等による請求に係る傷病名コード（医科用・DPC用・歯科用）
- （別添 4 ）オンライン又は光ディスク等による請求に係る修飾語コード（医科用・DPC用・歯科用）
- （別添 5 ）オンライン又は光ディスク等による請求に係る診療行為コード（医科用・DPC用・歯科用）
- （別添 6 ）オンライン又は光ディスク等による請求に係る医薬品コード（医科用・DPC用・歯科用・調剤用）
- （別添 7 ）オンライン又は光ディスク等による請求に係る特定器材コード（医科用・DPC用・歯科用・調剤用）
- （別添 8 ）オンライン又は光ディスク等による請求に係るコメントコード（医科用・DPC用・歯科用・調剤用）
- （別添 9 ）オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯式コード（歯科用）
- （別添 10 ）オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯科診療行為コード（歯科用）
- （別添 11 ）オンライン又は光ディスク等による請求に係る調剤行為コード（調剤用）

\* 別添1～11は、HP「診療報酬情報提供サービス」にて掲載

## 電子レセプト請求における算定日の記載について

○平成22年度改定に併せて、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求（いわゆる「電子レセプト請求」）を行っている保険医療機関は、平成24年4月診療分から請求する各点数の算定日を記録して請求するものとされたところ。

○平成24年4月診療分からの算定日の記載に向けて、今後、保険医療機関及び審査支払機関等に対して、改めて周知を図ることとする。

※記載要領等の詳細については、別途通知予定。

### (参考) 関連通知

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(最終改正;平成22年3月26日保医発0326第3号)  
別紙1

診療報酬請求書等の記載要領

#### 【医科】

#### Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

##### 第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2)

##### 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

##### (38) その他

ナ 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付等の請求を行う保険医療機関については、請求する各点数の算定日を記録して請求するものとする。

ただし、平成24年3月診療分までの間は、その記録を省略するものとし、本通知の各規定により「摘要」欄に算定日を記載することとされている点数については、各規定に従い、「摘要」欄に算定日を記載すること。

## 【歯科】

### Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

#### 第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第3)

##### 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

###### (34) その他

テ 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付等の請求を行う保険医療機関については、請求する各点数の算定日を記録して請求するものとする。

ただし、平成24年3月診療分までの間は、その記録を省略するものとし、本通知の各規定により「摘要」欄に算定日を記載することとされている点数については、各規定に従い、「摘要」欄に算定日を記載すること。

## 「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」

### 別紙

#### 診療報酬請求書等の記載要領

## 【DPC】

### Ⅱ 診療報酬明細書(様式第10)の記載要領

#### 2 明細書の記載要領に関する事項

##### (12) 「出来高部分」欄について

③ 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付等の請求を行う保険医療機関については、請求する各点数の算定日を記録して請求するものとする。ただし、平成24年3月診療分までの間は、その記録を省略するものとし、①の規定により「出来高」欄に算定日を記載することとされている点数については、①の規定に従い、「出来高」欄に算定日を記載すること。

# 電子レセプト請求に係る記録条件仕様

## <医科・診療行為レコード>

| 項 目      | モード | 最大<br>バイト | 項目<br>形式 | 記 録 内 容                                                                                                                      | 備 考 |
|----------|-----|-----------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| レコード識別情報 | 英数  | 2         | 固定       | “SI”を記録する。                                                                                                                   |     |
| 診療識別     | 数字  | 2         | 可変       | 1 診療識別コード（別表19）を記録する。<br>2 診療識別を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。                                                                      |     |
| 負担区分     | 英数  | 1         | 固定       | 負担区分コード（別表20）を記録する。                                                                                                          |     |
| 診療行為コード  | 数字  | 9         | 固定       | 別に定める診療行為コードを記録する。                                                                                                           |     |
| 数量データ    | 数字  | 8         | 可変       | 1 数量データを必要とする診療行為の場合は、診療行為コードで規定している単位で整数値を記録する。<br>2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。<br>3 数量データを必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。 |     |
| 点数       | 数字  | 7         | 可変       | 1 診療行為の点数又は金額を記録する。<br>2 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。<br>3 点数又は金額を記録しない場合は、記録を省略する。                                   |     |
| 回数       | 数字  | 3         | 可変       | 1 診療行為の回数を記録する。<br>2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。<br>3 回数を記録しない場合は、記録を省略する。                                           |     |

|                      |    |   |    |                                      |                                                                                     |
|----------------------|----|---|----|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1日の情報                | 数字 | 3 | 可変 | 1 回数を記録する。<br>2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。 |                                                                                     |
| 2日の情報                | 数字 | 3 | 可変 | 1 回数を記録する。<br>2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。 |                                                                                     |
| 3日の情報                | 数字 | 3 | 可変 | 1 回数を記録する。<br>2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。 | 平成24年3月診療分までの間記録を省略する。ただし、診療報酬明細書の記載要領の各規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。 |
| 4日の情報<br>～<br>28日の情報 |    |   |    |                                      |                                                                                     |
| 29日の情報               | 数字 | 3 | 可変 | 1 回数を記録する。<br>2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。 |                                                                                     |
| 30日の情報               | 数字 | 3 | 可変 | 1 回数を記録する。<br>2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。 |                                                                                     |
| 31日の情報               | 数字 | 3 | 可変 | 1 回数を記録する。<br>2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。 |                                                                                     |

# 日付記載のイメージ

(例)再診料、地域医療貢献加算、明細書発行体制加算を月2回(3日と29日に)算定した場合

算定日の記載:24年3月診療分まで省略

【現行の電子レセプトの記載】

| コード       | (診療行為名称)    | 点数 | 回数 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日      | 5日 | ..... | 29日 | 30日 |
|-----------|-------------|----|----|----|----|----|---------|----|-------|-----|-----|
| 112007410 | (再診料)       |    |    |    |    |    |         |    | ..... |     |     |
| 112015670 | (地域医療貢献加算)  |    |    |    |    |    | (省略)... |    |       |     |     |
| 112015770 | (明細書発行体制加算) | 73 | 2  |    |    |    |         |    | ..... |     |     |



算定日の記載:24年4月診療分から記載

【24年4月診療分以降】

| コード       | (診療行為名称)    | 点数 | 回数 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | ..... | 29日 | 30日 |
|-----------|-------------|----|----|----|----|----|----|----|-------|-----|-----|
| 112007410 | (再診料)       |    | 2  |    |    | 1  |    |    | ..... | 1   |     |
| 112015670 | (地域医療貢献加算)  |    | 2  |    |    | 1  |    |    | ..... | 1   |     |
| 112015770 | (明細書発行体制加算) | 73 | 2  |    |    | 1  |    |    | ..... | 1   |     |